

2017

10

NO.203



「税と暮らしを考える」広報誌

# えどがわきた

「生きる」を創る。

# Aflac

会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。

☎ 0120-777-596

(一社)江戸川北青色申告会担当代理店

## 吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL03 (3656) 0621 FAX03 (3656) 1104



## 決算サポートが始まります

仮決算

10月

決算優先予約開始

仮決算の主な相談内容 平成29年分の決算書作成に向けて、仮決算を行います。

- ・平成29年分の帳簿確認、集計表の作成、会計ソフトの入力確認
- ・減価償却資産の新規登録、除却、売却の処理
- ・扶養家族の登録変更や所得控除に関する確認
- ・マイナンバーカードに関する相談・確認

11月～12月

決算予約開始

① 10月中に仮決算のご相談を頂きますと、決算サポート期の予約相談受付が優先的に行なえます。

② 11月から12月中も仮決算を行っております。この期間に相談頂きますと、決算サポート期間の相談がスムーズになります。決算予約相談も先着順で行っているため併せてお申込みください。(申込書11月号配布予定)

③ 1月22日までに決算サポートに向けた年末調整サポート、会計ソフト、決算整理相談を行ってください。

1月

22日まで

①～③の期間は何度でもご相談が行なえます。ご相談は事前にご予約ください。

## 仮決算相談をご利用をください。



## マイナンバーカードの取得を!!

### マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

10月に事前に確認をいたしますので、マイナンバーカードと電子証明書暗証番号をお持ちになり青色申告会までお越しください。



### マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方は

10月末までに青色申告会へマイナンバー通知ハガキ（右）をお持ち頂くと、申請手続きを行います。ぜひご利用ください。



# セルフメディケーション税制

～医療費控除の特例～

平成29年1月1日から  
平成33年12月31日まで

※セルフメディケーション税制の所得控除を行うと通常の医療費控除は行なえません。

- ① 納税者が健康の維持増進及び疾病予防の一定の取組を行う
- ② 納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品の購入の対価を1万2千円を超えて支払った場合
- ③ 通常の医療費控除に代えて、その年分の総所得金額から控除する制度です。

## 一定の取組とは？

- ①健康保険組合や市町村国保が実施する健康診査
- ②インフルエンザワクチンの予防接種
- ③勤務先で実施する定期健康診断
- ④メタボ検診・がん検診など

## スイッチOTC医薬品とは？

スイッチOTC 医薬品は厚生労働省のHP で掲載しているほか、一部の製品については関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

セルフメディケーション

税 控除 対象

小伝馬町店 TEL : 03-5823-\*\*\*\*  
東京都千代田区岩本町1-8-\*

■ 領収書 ■

2017年4月1日(土) 14時57分 ⑤

00008 カップメント <sup>®</sup> オオモリ	¥116
00015 ★コウキンゲ <sup>®</sup> スリA ①	¥927 ②
00027 ビ <sup>®</sup> ハクショウスイkbA	¥864
00003 Bハント <sup>®</sup> ソープ <sup>®</sup> ムコウツメカ	¥268
00042 ★カゼ <sup>®</sup> ゲスリ80 ①	¥785 ②
00005 JFSMIカミド <sup>®</sup> メケル50mL	¥482

小計 6点 ¥3,442  
合計 ¥3,442  
(内消費税 ¥254)  
現金 ¥10,042  
お釣 ¥6,600

★印はセルフメディケーション税制対象商品です ③

＜保管上のお願ひ＞  
印字保護のため、印刷面を内側に折り返して保管してください。

領収書(レシート)のサンプルを掲載しました。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

の5項目の記載が必須となります。

万一、これらが記載されていない場合はお店にご確認ください。

## セルフメディケーション税制を受ける手続き

- ①特定一般用医薬品等購入費の額につき、上記①～⑤の項目が記載されている領収書などに基づき、支払先、医薬品の名称、支払った金額、その他参考になるべき事項の記載のある明細書を添付する。
- ②その適用を受けようとする年分に一定の取組を行ったことを明らかにする書類(取組内容、発行者名)の添付または確定申告書の提出の際に提示する。

詳しくは事務局へお尋ねください。

## 入会記念グッズ内容

- ・青色申告会特製ファイル
- ・領収書整理セット



平成29年10月から12月まで、入会勧奨月間として、非会員の方にお声掛け頂き入会者を増やす活動を行います。

ぜひ、皆様のご近所の方で、個人事業主としてお仕事をされている方、会をご利用頂いていない方、最近、フリーランスで仕事を始められた方、また記帳の方法に不安のある方など、日頃会をご利用頂いている体験談などお話をいただき、青色申告会へお気軽にお越し頂くようお願いいたします。

正会員としてご入会して頂くと、ご紹介者様に三千円相当の記念品を、ご入会者様には入会記念グッズを差し上げております。

入会勧奨月間

# 税を考える週間記念講演会

日時：平成 **29**年 **10**月 **30**日（月）

**入場無料** グリーンパレス 5階孔雀  
会場：13：30 開演 14：00

- 第一部 記念講演会 宮川 博行氏  
江戸川北税務署長
- 第二部 改正消費税について
- 第三部 ぽっかぽか整骨院長 木村 聡太氏
- 第四部 お楽しみ抽選会



鶴ヶ城を望む



笑顔でパチリ

8月20日（日）～8月21日（月）に会員研修旅行が行われ、福島県・会津芦ノ牧温泉へ78名の方にご参加いただきました。往路の車中で研修が行われ、質問も多く飛び交いました。乃木神社参拝、大内宿散策、鶴ヶ城、武家屋敷の見学、ホテルによる白虎隊演武など会津の文化に触れ、皆様にご満足いただけただけの旅となりました。次回も是非ご参加ください。

会津の武家文化に触れる



## 税理士無料相談会

毎月第一水曜日 10月4日（水）

## 個別融資相談会

毎月第二火曜日 10月10日（火）

## 司法書士無料相談会

## 新規入会者説明会

10月27日（金）

## 新規入会者決算説明会

10月12・13・16日

## 今後の相談会



お申込み・お問い合わせは  
事務局 03（3656）0621 まで

# 江戸川都税事務所からのお知らせ

## 中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kI以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

### ◆詳しくは主税局ホームページ内「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

### 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) 03-5990-5091



### 事務局カレンダー

10月1日	グラウンドゴルフ大会
10月4日	税理士無料相談会
10月5日	中央ブロック勸奨説明会
10月5日	女性部役員会
10月10日	融資&司法書士相談会
10月12日	東部ブロック勸奨説明会
10月15日	小松川ふるさと祭り
10月19日	女性部日帰り研修
10月20日	パナホーム役員勉強会
10月22日	一之江まつり
10月26日	青年部防災セミナー
10月27日	新規入会者説明会
10月30日	税を考える週間記念講演会

### 青色申告会口座引落スケジュール

各明細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	●						●					
青色共済	●			●			●			●		
簡保 小規模	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ビズソフト							●					
傷害 がん			●				●		●			

※丸印の月に各明細金額を引落させていただきます。

※傷害・がんにつきましては、東京青色申告会共済会より引落しとなります。

お詫び・・・8月号の配偶者控除の金額に誤りがありました。詳しくは事務局へお尋ねください。